

食品安全委員会緊急時対応専門調査会

第2回会合議事録

1. 日時 平成15年9月25日(木) 10:00 ~ 12:00
 2. 場所 委員会室
 3. 議事
 - (1) 食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)(案)
 - (2) その他
 4. 出席者
 - (委員)
見上委員、本間委員
 - (専門委員)
丸山座長、飯島専門委員、春日専門委員、小泉専門委員、近藤専門委員、
但野専門委員、羽生田専門委員、元井専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員
 - (事務局)
梅津事務局長、一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、平子課長補佐
 5. 配布資料
 - 資料1 食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)(案)の概要
 - 資料2 食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)(案)
 - 資料3 専門委員の意見等
-

丸山座長 皆さんおはようございます。

ただいまから「食品安全委員会」第2回の「緊急時対応専門調査会」を開催させていただきたいと思っております。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず議事に入らせていただく前に資料の確認をお願いいたします。

平子課長補佐 それでは、資料の確認でございますけれども、まず1枚目でございますが、本日の議事次第が入っております。

次に、専門調査会の今回の座席表。

3点目といたしまして、資料1として「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）（案）の概要」。

資料2として、その本文でございます「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）（案）」です。

最後になりますが、資料3として、専門委員の方々からいただいた御意見等を添付させていただきます。

以上でございます。

丸山座長 資料の方はよろしゅうございましょうか。

それから、お手元にあります前回の議事録の確認をお願いいたします。よろしゅうございましょうか。特にないようでしたら、議事に入りたいと思います。

今日御出席の委員の先生のうち羽生田委員、少し遅れるとのことでございますので、進めさせていただきたいと思います。

今日のスケジュールでございますが、お手元の資料に今御説明ありました食品安全委員会第2回緊急時対応専門調査会議事次第というのがございますので、それに従って行ってまいります。

本日は座長である私に万一の事故があるときに、職務を代理していただきたく、座長代理というものを指名させていただき、その後この議事に入りたいと思っております。

最初に座長代理の指名を行いたいと思います。食品安全委員会専門調査会運営規定第2条第5項で、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するということになっております。

つきましては、専門委員のうちから大変恐縮でございますが、元井専門委員をお願いしたいと思っておりますが、お諮り申し上げます。いかがでございましょうか。

（「賛成」と声あり）

丸山委員 では、元井先生よろしくをお願いいたします。

元井専門委員 代理を仰せつかりました元井でございます。なるべく丸山先生に支障のないように、それをこいねがうばかりでございますけれども、できる限りのことはしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

丸山座長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

食品安全委員会緊急時対応基本指針の暫定版について審議をお願いすることになります。本議題については、最初に事務局から全体の概要をいただき、その後今日お配りしてあります資料に従いまして、幾つかのパートに分けながら審議を進めてまいりたいと今日の進行を考えております。そのボリュームもかなりありますので、できるだけ時間内に活発な意見をいただき、まとめていきたいと思っておりますので、どうぞ進行の方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、事務局の方から御説明をいただきたいと思えます。

平子課長補佐 丸山先生、確認ですけれども、全体をざっと説明をさせていただいて、それから個別に説明させていただくということによろしいですか。

丸山座長 そういうふうをお願いしたいと思えます。

平子課長補佐 わかりました。

まず、お手元にあります資料1というのが今回審議をしていただく緊急時対応基本指針（暫定版）（案）の概要ということでまとめたものでございますが、主に資料2と3の方に基づいて御説明させていただけたらと思っております。

先生方の方には以前にたたき台ということで事務局の方で作成の御指示をいただいたものをお配りしておりまして、それに基づいていただいた意見を事務局の方でまとめたものが資料3として添付してございます。

それでは、資料2を簡単に御説明させていただきたいと思えます。

まず表題でございますけれども、食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）（案）ということでございますが、ここにもございますように、基本指針ということで、さまざま想定される事態の大本になる基本的な考え方というものをこの安全委員会として示すものという位置づけでございますが、今回（暫定版）という形にさせていただいておりますのは、何分発足して短期間に議論をさせていただいているものですので、今後個別の論点なりを詰めていった段階で、変わり得るものと考えており、今回については暫定版という形で考えさせていただいているところです。

それでは、本題の方に入らせていただきますけれども、まず前文のものでございますが、「本指針は、緊急事態等に対する食品安全委員会の対応に共通する事項を定めるものであり、他に特段の定めがある場合を除き、食品安全委員会の対応については本指針に定めるところによる」。

次に「1 食品安全委員会の役割」でございますけれども、この部分につきましては、

安全委員会が緊急事態においてどのような役割を果たすべきなのかを具体的に書けばどうなるのかというところでございます。

「食品安全委員会は、政府において、食品の安全性の確保に関する科学的評価及び情報の収集を一元的に担い、かつ、食品の安全性の確保に関する関係者相互間における情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関に対し、その講ずべき施策等について勧告、意見具申又は助言を行うことから、緊急に対応すべき事態が生じた際には、政府全体の対応の要としての役割を果たすこととなる」という形で考えておるところでございます。

申し遅れましたが、今御説明させていただいている案と申しますのは、たたき台に各委員の先生方からいただいた意見を基に、事務局の方で修正案をつくったものです。

「2 対象となる緊急事態等」につきましては、どういう場合において食品安全委員会が緊急事態と認識し、またそういったときに反応しないといけないのか。対応しないといけないのかということについて具体的な事態とは何かということを決めたものでございます。

「緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するとき」と定めております。

具体的なケースといたしまして、食品安全委員会という役割がどうなるのかということでございますけれども、1番目といたしましては、「被害が大規模又は広域であり、かつ、政府内において関係府省の対応の調整を要する事案」。

大規模と申しますのは、食中毒患者等が500人以上発生、もしくは発生する恐れがある場合。広域と申しますのは、複数の都道府県に発生もしくは発生するおそれがある場合というふうに定めてはどうかということでございます。

2点目につきましては、「科学的知見が十分ではない原因により被害が生じた又は生じるおそれがある事案が想定される」ということです。

この2点につきましては、当委員会が積極的な役割を果たすものとして、まず関係府省なり都道府県なりが対応し切れないような事案について、積極的な役割があるのかなと。

2点目につきましては、科学的な評価を政府において一元的に担っているという観点から、科学的知見が十分でないものについて、積極的な役割があるのかなと考えておるところでございます。

「なお」というところに書いてありますけれども、「これに該当しない場合においても、

事案の性質、社会的反響等を勘案し、必要に応じ、対応するものとする」ということでございます。

3点目「対応の基本」、対応に当たっての心構えでございますけれども、その部分につきましては、その「緊急事態等の対応にあたっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識のもと、平時から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を政府全体として行うために、関係行政機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康に対する悪影響の防止又は抑制に努めるものとする」。

次のパラグラフに入りますけれども、「入手した情報の評価あるいは緊急の事態であるかどうかの判断等、緊急事態等における対応については、特定の感受性集団への影響等を考慮しつつ、不確定要素への評価を含め最悪の事態も想定して行うものとする」。この記述につきましては、特に最悪のケースというものを緊急事態等において想定することが対応を行う際の基本となるという意味で書かせていただいております。

2ページ「緊急時における体制」でございます。

「(1) 食品安全委員会委員長は、緊急事態等に際し、直ちに参集すべき食品安全委員会事務局の職員をあらかじめ指定する」。これについては、あらかじめ誰が一番最初に駆け付けるべきかというものを決めておくという話でございます。

「(2) 食品安全委員会は、第一次参集要員等が緊急事態等に際し、直ちに参集できるよう、連絡体制を整備し、平時から緊急事態等に備えた対応要領の検討及び訓練の実施に努めるものとする」ということでございます。これは連絡要領、またはこういった基本指針や実際のマニュアル等を事前に検討しておき、それを使えるように訓練しておくべきという記述でございます。

「5 連絡要領」でございますけれども、実際の対応はどういう形になるのかということでございますけれども、「(1) 情報・緊急時対応課は、食品の安全性の確保に関し、緊急事態等を認知した場合には、速やかに食品安全委員会事務局長に第一報を連絡する」。これは緊急時対応課が食品安全委員会におきまして、情報収集の窓口となっているという観点から、さまざまな情報が集まってくるという意味でこの第一報を認識する役割を担っております。

なお書きでございますけれども、報告する事務局長と何らかの理由により連絡が取れない場合には、事務局次長に連絡を行うということで、どちらかが対応できるという形で、複数のラインを確保しているという状況でございます。

(2) で、連絡を受けた事務局長は何をすべきかということについては、ア、イに規定しております。

「ア 当会緊急事態等について、引き続き注視する必要があると判断したときは、情報・緊急時対応課に対し、情報の継続的収集及び連絡を指示する」。

「イ 委員長に報告し、委員会開催の必要性等の対応体制についての指示を受け、第一次参集要員等必要とされる事務局職員に対し参集又は待機を指示連絡するとともに、必要に応じ、緊急事態等の認知を関係行政機関に連絡する」ということを、併せて事務局長は行うということでございます。

この場合も委員長と連絡が取れない場合には委員長代理に、委員長代理とも連絡が取れない場合には、自ら判断をして参集又は待機の指示連絡を行うという形で複数のラインを確保しているところでございます。

「6 関係行政機関との連絡体制」でございますが、窓口として、夜間休日を含め、関係行政機関の対応を含めた連絡窓口を情報・緊急時対応課の方に設置する。

(2) ですが、では、その関係行政機関の窓口はどこかということについて、①～④という形で列挙させていただいているところでございます。

また、こういったところについては、平時から情報交換を緊密に行うという形にすべきではないかということでございます。

「7 情報収集のあり方」ですけれども、緊急事態等を認知するためにも、情報収集というものが非常に重要な点になってくるわけですが、まず1点目として、「情報・緊急時対応課は、評価課と連携して、平時から、関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、又はインターネット等を通じて、食品危害情報等を広範囲に収集するものとする」。

具体的に関係行政機関と申しますのは、主に中央省庁であれば農林水産省、厚生労働省、環境省などが挙げられますし、試験研究機関といたしましては、国立のものとしたしまして、国立医薬品・食品衛生研究所、または国立感染症研究所などのもの。また、独立行政法人も幾つか該当するものと思われます。

関係国際機関につきましては、具体的には食品の規格基準を定めますコーデックス委員会、または世界保健機関など、さまざまな機関が考えられると思います。

そして、関係国の公的機関でございますけれども、これは各国にリスク評価機関が、特にヨーロッパを中心に設置されているところでございますが、その他にもアメリカの方ではFDAやCDCなどの機関が考えられると思います。そういったところの情報を含めて、

広範囲に収集するという形になると思います。

3 ページ、そういった平時の情報収集に加えて、緊急事態における情報の収集でございますが、その際においては、実際に科学的な評価に何が必要であるかという特定が必要でございますので、評価課の方で収集すべき情報を特定し、また、その特定されたものについて、情報を緊急時対応課は迅速に収集するという形になっております。

3 点目でございますが、実際にそういったこちらに、ある意味座ってと申しますか、委員会の方で収集できる情報とは別に、現地に職員を派遣する場合について定めておるところでございます。

これは「現地に職員等を派遣し情報を収集する必要があると認める場合には、食品安全委員会委員、専門委員又は職員を派遣し情報を収集されるとともに、適宜助言等を行う」と。

これは想定といたしましては、例えば現地対策本部みたいなものが地方自治体等において置かれた場合において、要請があった場合には、そういった助言なりを科学的観点から行っていくということが委員会の役割として考えられるのではないかと考えてございます。

これが4 点目でございますけれども、勧告広報課についての記述でございますが、平時から、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター、この食の安全ダイヤルにつきましては、食品安全委員会の方に設置されておりまして、消費者を含めたさまざまな方々からお問い合わせなりをいただいているところでございますが、また、食品安全モニターというものが、食品安全委員会には全国に470 名ほどでございますけれども、その方々を通じてさまざまな情報をいただいているという状況です。そういった方々を通じて消費者等からの食品危害情報等の収集に努め、必要な情報については情報・緊急時対応課に提供するものとするということでございます。

(5) ですけども、「情報・緊急時対応課は、広範囲に収集した食品危害情報等について、整理及び分析を行う」。これは集めただけでは情報は役に立たない。したがって、整理をして分析をしないといけないということと、それを更に関係者間において情報の共有を図りなさいということとを記述しております。

(6) でございますけれども、専門委員の役割でございますが、専門委員につきましては「独自に入手した食品危害情報を含め、入手した情報の重要性及び緊急性を判断し、情報・緊急時対応課に対し通報を行うとともに、必要に応じ、緊急の対応の必要性等について助言を行う」。

これはさまざまな分野の専門委員の方々が食品安全委員会に参加していただいておりますけれども、その方々が独自にさまざまな情報を得られたりする場合もございますので、そういった場合には、情報・緊急時対応課の方に一報をいただけたらということで書いてある記述でございます。

「8 緊急対策本部の設置」です。これはイメージ的には政府全体としてつくられるようなものですが、そういった特に緊急事態等のうち、政府全体として緊急時の対応を行うべき事態と委員長が判断したときには、食品安全担当大臣、担当大臣というのは必ず置かれるとは法律上になっておりませんので、担当大臣が置かれない場合は、内閣府の担当大臣でございます内閣総理大臣に対して、緊急対策本部の設置を助言するという形になります。

「9 関係府省連絡会議の開催」でございますが、この点については「事務局長は、8の緊急対策本部を設置しない場合においても、府省横断的に対応すべき緊急事態等であると判断した場合には、関係府省連絡会議（局長級）及び幹事会（課長級）を開催する」ということでございます。

この関係府省連絡会議と緊急対策本部との関係でございますけれども、必ず緊急対策本部が置かれる場合ばかりではなく、関係府省横断的に対応すべき事態等も想定されますので、そういう意味において関係府省連絡会議というのは、対策本部の下に置かれる。または、下でなく置かれる場合と両方の場合があるということでございます。

「10 専門委員の委員会への参加」でございますけれども、緊急時におきましては、こういった専門調査会などをした上で委員会の方で審議をするという二段階のステップを取るとするのは時間的なゆとりもございませんので、直接専門委員が委員会の方に参加していただいて、議論をしていただくという形の規定でございます。ここは必要に応じて専門事項の調査審議に資するため、委員会に適切な専門委員を参加させることができるという形で整理しております。

「11 調査研究」ですが、この調査研究の項目については、従来からある知見について整理を行えば対応できるものだけでは必ずしもないと思われまますので、そういったものについて「緊急時の対応を行うために必要な知見を得るため、必要に応じ機動的かつ弾力的に調査研究を行う」。

2点目といたしましては、「必要に応じ、関係試験研究機関に対し、直接（独立行政法人の場合は関係大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請する」という形、これは法律上の規定でございます。

3点目でございますけれども、「食品安全委員会は、調査結果等を利用して、科学的観点を考慮しつつ、食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項について、調査審議する」。その結果を利用するというところでございます。

「12 情報提供」の在り方でございますけれども、役割として2つのパターンがあるのではないかと。

「(1) 勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、緊急事態等に関連する国内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供する」。こういった幅広い情報提供。

もう一つが、「情報・緊急時対応課は、食品危害情報等については、必要に応じ、関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関等」、実務的に協力関係、または連携を要するものについて情報を提供するという形でございます。

「13 勧告及び意見」でございますけれども、これは具体的に食品安全委員会として出すアウトプットの部分になると思います。

(1)として「食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する」ということでございます。

2点目といたしましては、その「食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する」ということでございます。

この2点につきましては、食品健康影響評価等の結果等がございませぬけれども、3点目につきましては、「食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対して、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する」ということで、特段食品健康影響評価ということに基づく、基づかないということとは関係ございませぬ。

「14 事後検証」ですけれども、事後検証として、独立させた方がいいのではないかとということで、これは委員の方から御指摘をいただいて整理したものでございます。

「事後検証としては、実施した対応等について記録するとともに、事後において、食品安全委員会の緊急時対応の問題点や改善点等について検証を行い、より迅速かつ適切な緊急時対応に努めるとともに、必要に応じ、本指針の見直しを行うこととする」という形で、そういった事後検証の結果をどう生かすのかということも明記させていただいたところでございます。

「15 その他」として、「本指針に定めのない事項については、委員長が別に定めるものとする」という形でざっと基本指針の暫定版について説明させていただきました。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。事務局からのただいまの御説明は、資料2について御説明いただいたわけですが、作業の時系列から言うと、資料3の横長のもの、これです。まず先生方に前もってお願いしてある一番左側の事務局でつくっていただいたたたき台を先生方に送らせていただいて、そして真ん中の委員の先生方からの御意見をいただき、それを基に修正案というか、委員の先生方の御意見を入れ、また、事務局でお考えになったものを修正案として右端のカラムをつくった。それをまとめたものが資料2であるというふうに御理解いただきたいと思います。

資料1というのは、それをビジュアルにまとめたものであるというふうに考えていただきたいと思うんですが、事務局、そういうことでよろしいですか。

平子課長補佐 結構でございます。

丸山座長 そういうことでございますので、一応暫定版の案というものを資料にまとめてございますが、これではよろしいかどうかということ資料3の横長のものに従って、できるだけ皆様方の御意見がこういうふうに反映されているかどうか、あるいは全体像として、こういうものでいいかどうかということ今日御審議していただく。これが今日のメインの内容でございます。

それでは、資料2を見ながら、この資料3に従って、各項目ごとに検討してまいりたいと思いますが、そういう方向でよろしゅうございましょうか。では、そのように進めさせていただきます。

項目ごとに御意見をいただくこととなりますが、まず資料。

渡邊専門委員 その前に、基本的なことを伺いたいんですけれども、書いてあるのを読むと、ある意味においては、大きな事件が起こった場合に、実際はリスクマネジメントがやるところに対する、ある意味においては介入が含まれているわけです。例えば500人以上とか、なかなかこの辺難しいんだと思いますけれども、そうなった場合に、一番心配するのは、権力の二重構造になるんじゃないかと。その点の基本方針はいかがなんでしょうか。

うまくいけばいいんですけれども、うまくいかないと責任のなすり合いになってしまうのではないかと。その辺の振り分けはどういう形を考えていらっしゃるのか。まず、大きな方針として。

丸山座長 事務局からお答えいただきたいと思います。

平子課長補佐 お答えさせていただきます。

この暫定版の書き方でございますけれども、基本的にそういった二重構造にならないように注意をしているところでございますが、その注意点といたしまして、まず緊急事態等という、対応すべき事態として、これまで関係省庁の間に落ちてしまって、もしくは、関係省庁1省だけでは対応し切れなかったといった事例が、過去幾つか想定されると思うんですけれども、そういったものについて、食品安全委員会というのは積極的に対応すべきなんだろうなというのがまず1点目。

そういう意味で権力の二重構造というか、指示系統の乱れということについては、そういったところからないのかということを考えておりますが、実際のそういった今後の対応について、若干関係各省とも詳細を詰めていかなければいけないところがあるというふうに事務局としては認識しておるところでございます。

渡邊専門委員 私の食品安全委員会のイメージというのは、1つは、各省庁間の調整だと思っております。今まで厚生労働省でやってきたこと、農林水産省でやってきたこと、そこがうまくいっていないところが確かにあります。具体的に言えば、食品の汚染状況を調べていった場合に、例えば動物とか家畜に行き当たるときに止まってしまう。そこを調整するのがどこかにないと、実際に本当に汚染源まで到達できないというジレンマがあったわけです。そこはこの食品安全委員会がちゃんとやらないと、その辺が今までと同じになってしまうと思っております。

もう一つは、各機関のやっていることの評価というのを、どこか第三者機関がやらないと、やりっぱなしで終わってしまうんで、そこが食品安全委員会の大きなあれじゃないかと思っております。もしそういう大きなスタンスを置くならば、余り介入はしない方が二重効果にならないんじゃないと思っております。

なぜかと言いますと、まず情報の収集というのは、多分この情報の収集はこの食品安全委員会自身で情報の収集は持てないと思っております。今、実際にどこで起こっているというのは、実際には食品保健課の方に来ているわけで、多分、この間の大規模何とか委員会というのは、厚生労働省の方でありましたけれども、オンラインで来るようなシステムになっているわけです。その情報をこっちも取るんですかね。その辺もイメージが湧かないのが1つ。実際にそれがあった場合に、それがどういうふうに判断するのか。だれがやるのか。恐らくこの委員会でやるよりは、食品保健課でやった方が今までの流れがあるから、よくできるんじゃないと思っております。また、そういうのを分散するとお金の無駄使いにな

るんじゃないかと。ちょっと厳しいことを言うようですけども、基本的なスタンスというか、流れが私はわからないので、いろんなことを質問させていただいたんですけども。

丸山座長 事務局の方で今のことについてお答えできるでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 先ほど平子の方から説明申し上げましたとおり、できるだけ二重構造にならないように、かといって必要な介入はしていかなければならないと考えております。

基本的な考え方としては、この「1 食品安全委員会の役割」というところにございますように、「政府において」から4行目のところに、これは昨年6月の関係閣僚会議の報告、それから、食品安全基本法の規定を要約するような形で、この食品安全委員会の立場というのをここで引用させていただいているわけなんですけれども、当然、リスク管理省庁と、食品安全委員会の役割というのは、食品安全基本法等に規定されているわけですから、緊急対策本部等が設置される場合は別ですけども、基本的には法律の枠組みの中で役割分担しながら対応していくということになるんじゃないかということを考えております。

渡邊専門委員 今までいろんな経験をして難しいのは、まず地方と国との役割分担がはっきりしないんです。例えば地方で一生懸命やっているのに国が口出すとってはおかしいですけども、そこでうまくいかなくなるということがあるんです。今度は積極的に疫学調査ができるということを厚生労働省の方が入れたはずなんですけれども、それは非常に進歩だと思うんです。それにまたこれが絡んでくると、三巴になってしまうと、これは実際本当に動くのかなというのが、お互いにみんな顔を見ながらやりますから、そうすると責任のなすり合いになる。

非常に難しいのはね500人以上というのは、本当に一遍に、例えば堺みたいに起こればいいんですけども、そうではなくて、じわじわ起きている場合には、500人などはわからないんです。後で結果的に500人なんで、そういう場合には第一次的にそれをやっているところがやった方がスムーズに動くんじゃないかと思うんです。

あとこの複数というのも、都道府県を超える複数というのはいっぱいあるわけです。2を複数とするのか3を複数とするのか、こんな具体的なことを言っては議論があれになってしまうかもしれないけれども、なかなか難しいところなので、もっと食品安全委員会は大所高所から見た方が私はいいんじゃないかと思うんです。

丸山座長 渡邊先生は堺の0157のときに、そういう点で大変御苦労なさっているわけなんで、そういう実感から今の御意見があるものだと思うんですが、事務局長、今のいか

がでございますか。

梅津事務局長 昨年6月の関係閣僚会議のとりまとめで2つの整理がされていまして、1つは、食品安全委員会はリスク管理を行わないと書かれています。

もう一つは、政府全体として緊急事態に対応する仕組みをつくるという、言わば違う方向のことが書かれているわけですがけれども、その意味するところは、政府全体として取り組む体制をつくるというのは、今、座長からもありましたように、96年のO157の経験とか、2001年のBSEの経験とか、1つの省庁では完結しない問題が毎年ではございませんけれども、数年に一度発生してきているわけでございます。

その場合、厚生労働省の食品衛生部局が中心になるわけでございますけれども、さかのぼれば農水省の1次生産、あるいは学校給食であれば文部科学省、輸送や保管であれば国土交通省と、かなりの多くの省庁にまたがるのが想定されるわけで、その場合、しばしば関係機関の連携がうまくいかなかったということがその都度指摘されております。

食品安全委員会がダイレクトに都道府県の衛生部局や保健所に指揮命令するという形は一般的に想定しておりません。そういう政府の機関間の対応方向が遺漏なく、かつまた方向として矛盾なく行われるということが大事だと思っております、その言わば司令塔と申しましょうか、まさに要としての役割を担うということだと思います。

もう一点、情報収集の点につきましては、先般都道府県の担当者を集めて会議をやったところでございますけれども、日常のいろいろな事件・事故情報をダイレクトに私どもがオンラインでいただく仕組みにするかどうかについては、まだ結論を出しておりません。現時点では厚生労働省、あるいは国立医薬品食品衛生研究所や、国立感染症研究所といったところから情報をいただいております。

今、海外の情報、つまり主要国の類似機関からの情報、あるいは国際機関からの情報はダイレクトに入手しておりまして、これまで我が国で経験のないような事件・事故、そういったものに対する知見は直接的に収集し、蓄積していきたいと思っております。

そういう意味で、この点も調査会を含めて、幅広い専門家による調査会を構成しますので、先ほど情報提供ということがありましたけれども、国民への情報提供と関係行政機関への情報提供、そういう面で情報という分野については、独自のと申しましょうか、かなり積極的な貢献ができるのではないかと考えております。

今、御指摘ありましたように、指揮命令系統を多元化するということは基本的に想定しておりません。

渡邊専門委員 事務局としての理念は非常によくわかりました。余り末節にこだわらな

いで、食品安全委員会はもっと高所から全体をながめて、先ほどの省庁間の調整というのは一番重要なことだと思ふんで、その辺をやっていただいた方が、議論がちゃんとしていくところにはいいんですけども、それが受け継がれていくと、末節ばかりを言うてしまう傾向に人間というのはあるんだと思ふんです。

ですから、それでやって、権力の二重構造になって実際に動きが取れないということになると、何のために食品安全委員会があるのかわからなくなるので、その辺よろしく願ひいたします。

丸山座長 ありがとうございます。ほかに今の渡邊先生のような基本的なことという御質問がありましたら、一つ一つのことに入っていく前にお伺ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。それでは、この資料3の1ページ目を見ていただいて、「前文」と「1 食品安全委員会の役割」ということについて願ひしたいと思ひます。前文のところでは吉川専門委員、1のところでは小泉専門委員から、こういう御意見があり、それぞれ事務局でこれに対応して修正案を右のようにつくったということでございます。

前文のところでは、先ほども事務局から御説明がありましたように、「事後検証」というところを新たに着けて、一番後ろのところを持っていったという経緯はございますが、この辺りを含めて御意見が更にありましたらお伺ひしたいと思っております。

1のところでは、多少文言などを、中心的な役割というところを、要としての役割とかにもなっておりますが、いかがでしょうか。もし御意見がありましたら、さかのぼっても結構でございます。一応意見がここでなければ先に進ませていただくというふうにしたいと思ひます。

2ページにいきまして「2 対応の基本」というところ、ここのところはそのたたき台での2と3が入れ替わっているんですが、そういう御意見も委員からいただいてこういうふうにしたんですが、これにしたがって進めたいと思ひますが、この「対応の基本」というところでは、小泉専門委員、春日専門委員の方から御意見をいただいて、それぞれ事務局で右のように対応しているんですが、春日専門委員、このように修正をしていったということですが、更に御意見はございましょうか。

春日専門委員 私からの意見に対して取っていただいた対応は適切かと思ひますので、結構です。

丸山座長 小泉専門委員、幾つかここのところでは意見をいただいておりましたが、よろしゅうございましょうか。

小泉専門委員 基本法の定義条項と併せて読みますと、食品が飲食物という定義になっ

ておりますことと、食品衛生法を見ますと、飲食物、添加物、天然香料という形で定義がはっきり分かれておりますことから、この対応の基本の、そもそも何を対象とするのかということがもっと明確になった方がいいのかなと思いましたが、まず食品というのほどこまで入るのかという問題を出させていただきます。

この中には、「摂取を通じて」という表現に全部含まれるんだという修正の案が書いてありますけれども、そこまでこれで読み取れるものなのかというのが今、読ませていただいた上で感じたところです。

ということは、この委員会は飲食物、添加物、天然香料、機器までも対象にするのか、この「等」でどこまで読み込むのかということです。

私が最後に書きました「バランス感覚」を失わないというところで、今、春日専門委員のコメントと同じような発想なんです、これを書かせていただきました背景というのは、先ほどから出ております〇157に対する判決が既に出ておりまして、そこで詳しく分析をされております判決文を読みますと、諸々の事情の総合的な判断ということが非常に大事だということを感じましたので、このようにコメントを出させていただきました。いずれも上告審、あるいは控訴審で今審議中ですので、最終的なということではありませんけれども、やはり裁判所が出した判断というのは大いに参考にすべきだろうと思っております。

丸山座長 ありがとうございます。この小泉委員の初めの方にあります食品という定義、それから食品の摂取を通じてという修正案の辺りをもう一度御説明いただけるとありがたいんですが。

平子課長補佐 それでは、その部分について説明させていただきます。

食品の定義につきましては、小泉委員の方から御指摘がありましたとおり、添加物、天然香料等が入るのかと言われると、全体としては入る場合もあるということでもいいのかなと思いますが、その辺につきましては、幅広くその部分だけではなくて、農林水産物の生産段階で使われる農薬とか、先ほど言われました、場合によっては食品を製造する機械とか、そういったものも影響を与え得るといったことが考えられ、最終的に食品を口に入れる段階で、影響を与えるようなものはすべて対象と考え得るということで、幅広く食品の摂取を通じてという形で書かさせていただいているところでございます。

丸山座長 小泉専門委員、よろしゅうございますでしょうか。

小泉専門委員 それだったら、もうちょっとわかりやすく文言を加えていただいた方がよいのではないかと思います。今ですと、機器も入る、農薬も入るということですね。あるいは飼料も入るという、裾野がどんどん広がっていきますね。飲食物というんだから

人が食べるもの。そうすると、ペット動物が食べるものは関係ないんですね。

本間委員 その件に関しまして、私もかつて別の委員会に出ていたことがございます。そうしますと、食衛法と農水省ので、本来、定義の仕方が違うんです。今その調整を何とかできないかというので合わせておるんだと思います。

そのときに食品のこういう危害が生ずる範囲というのは、確かに先生がおっしゃるように、私、機械とかいうものも入るんだと思います。

更に拡大すれば、それを合計した生産の工程プロセス、例えば途中で温度が上がったりしないかとか、要するに生産条件、機械プラス条件というもので本来危害が生ずる可能性もあるということで、このところはやはりわかりやすく、しかも、原因究明ができやすいような範囲を広く取った方がここではやりやすいのではないかなと私は理解しております。

丸山座長 事務局長どうぞ。

梅津事務局長 食品の言葉の定義そのものは、基本法に薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除くすべての飲食物と規定しておりまして、議論した際には、水も含まれる、たばこは含まれないというようないろいろな詰めをしております。

では、農薬とか器具からとけ出すものはどうかということですが、それらは食品に含まれる、人の健康に悪影響を及ぼす要因、または状態というカテゴリーでとらえていまして、食品そのものでありませんけれども、この法律全体として、そういう危害要因が人の健康に悪影響を及ぼすことを抑止するという考え方ですので、含まれるものは食品そのものではありませんけれども、添加物も農薬も、容器・包装からとけ出すものも、要因ということで広く口を通じて人の健康に悪影響を及ぼす恐れがある場合ということで、広くこの枠組みの対象にしているのではないかとこのように考えております。

丸山座長 意味としてはそうなんだけれども、小泉専門委員がおっしゃるのは、それであるならば、もう少しわかりやすい表現をとということなんでございましょうか。

小泉専門委員 そうなんです。解釈する場合に、食品というふうに定義が限定されておりますと、調査する、あるいは情報収集するときに、出す方から見れば、食品と書いてあるのに、どうして機器まで調査の対象になるのかというのがまず疑問になってくると思うんです。調査を受け入れる側から見ると、できるだけ出たくないという心情もあろうかと思っておりますので、そのときに、いや食品というのはここまで幅広く対象としているんだという根拠の条文を示すことができれば、受け入れる方も要求する方もやりやすいというふうに考えます。

丸山座長 今回の御意見に対して、表現をそういうわかりやすいものに更に変え得るかどうかということについて、事務局いかがでございますか。

梅津事務局長 食品の摂取を通じて国民の生命、健康に重大な被害を生じる恐れがあるということで、食品の摂取を通じてというところで、まず摂取する食品は、今申し上げた薬事法の対象物品以外はすべて含まれるわけでございます。たばこは対象になりませんが。そこで摂取を通じて被害が生ずる恐れがあるという要因、または状態という、わかりにくいと基本法のときに議論されたんですが、要因というのは、農薬であったり、添加物であったり、遺伝子組み換えであったり、状態というのはpHであったり、温度であったり、光であったり、そういった物に限定できないハザード・ファクターと申しましうか、そういう要因が人の健康に悪影響を及ぼすということにとらえておりますので、食品の摂取を通じて健康に重大な被害が生ずる恐れがあるということで、必要な事態というか、対象は一応表現されているのではないかと考えておるんでございます。

丸山座長 食品の摂取を通じてというところに今の意味はすべて含まれるというふうに理解を事務局の方ではしているということですが、今まで多分食衛法などで食品のを中心的に扱ってきた厚生労働省の方でも、同じような食品とかというときには、そういうところまで含めてとらえていたんだらうと私は理解しているんです、道野さん、そういうふうな考え方でよろしいんでしょうか。

道野厚生労働省課長補佐 いずれにしても、食品を通じて添加物についても、器具からの溶出物についても摂取するわけですので、食品以外のものから摂取するというのはまた別の次元の問題だと思っておりますので、おおむねそれでカバーできているんだと思っております。

丸山座長 ありがとうございます。小泉先生、そういうふうな理解なんだそうございます。一応摂取を通じてということで、今言ったようなことがすべて入っているというふうに理解できるということでございます。一応ここはこのようにして前に進んでまいりたいと思います。

「対応の基本」についてのところはいかがでしょうか。実際にはこの暫定版ではこの2のところ、下に変わるんですが、先に次のページの「3 対象となる緊急事態等」というところに移らせていただきたいと思います。

このところは大変たくさんの御意見をいただいているんですが、春日専門委員からはたくさん御意見をいただいております。それを考慮して修正案の方に盛り込んであると思いますし、また、リスク・ファクターの高い人については後の方に項目をまたつくって収めてあるというふうな配慮もしてあるんですが、春日専門委員、いかがでございましょう

か。春日専門委員 このところにつきましては、国際的なマネジメント機関ではあるんですけども、コーデックスの食品衛生部会、C C F Hの部門で、そのC C F Hとして取り挙げる問題をどう優先順位づけするかというディスカッション・ペーパーが今書き上げられつつあるところなものですから、それを参考にさせていただいたわけです。

食品安全委員会はマネジメント機関ではありませんけれども、問題の重要度をどう順位づけるかという基本的な部分については、同じ理念が応用できるかと思いました。修正案のとおりで結構かと思えます。

丸山座長 ありがとうございます。

それから、吉川委員からの御指摘のものは、特にその文言の修正なしにこういうふうに解釈ができるでしょうということですが、何人からの委員の方から、この500人とした基準の根拠とかというのがありますが、それぞれに対して、暫定版の方には盛り込んでありませんが、これこれこういう理由でという説明がこの修正案の欄の方に書いてございます。

ページをめくっていただいて、次のページにも、この項目について御意見が出されておりますが、山本専門委員、いかがでございましょうか。2点御指摘をいただいてありますが。

山本専門委員 500人という数字なんですけれども、厚生労働省令で大規模食中毒は500人を基準とすることが定められているということですが、こういうふうに数字でそれ以上とかそれ以下とか分けてすぐ対応できるようなものは、厚生労働省とか農水省などが従来どおり対応すればいいことで、むしろ食品安全委員会は数よりも、問題の質の方が重要になってくるんじゃないかという気がするんです。500人以上の被害が出た場合というところが強調されていて、被害がまだ出ていないけれども、今後出る恐れがある場合とか、500人も被害者はいないけれども、重篤なことが起こる可能性があるというところがかすんでしまうかなという気がしました。

例えば何年前かにベルギーでダイオキシンが混入した鳥肉や鶏卵などが出回ったこともあったんですが、そのような長期にわたるといえるか、ずっと将来的に問題があるかもしれないような物質の場合はどうするかとか、そういうところが、ここにある文言でカバーできるかどうか。これは社会的反響等を勘案してという文言があるからいいかとも思いますけれども、その辺りを確認したいなと思って、この意見を書きました。

丸山座長 対象となる緊急事態というのを事務局の方でも想定するというのが具体例を挙げるのが難しかったんだろうと思うんです。今、考えられるものとしては、資料2にありますように、①ということがまずは浮かんでいるので、こういうことが入ってきたんだ

ろうと思うんですが、山本委員のお話では、確かに大規模というのは大事だけれども、数をこういうふうに規定しなくても、むしろそういうことよりか、質の問題の方が大事ではないかという御指摘で、山本先生、500 という表現はなくても構わないだろうということでしょうか。

山本専門委員 ちょっとそこに引きずられてしまって、500 人じゃなければ大規模じゃないとか、そういう風に思ってしまうかなというところもあったんですけども。

丸山座長 今の問題、事務局、いかがでございましょうか。数字に出す。これはあくまでもそういう事例ということで挙げたんだらうと思うんですが、いかがでございましょうか。

杉浦課長 あくまでも大規模、広域的な食品事故というのが緊急事態の定義の1つになるかと思うんですけども、ある程度定量的な目安も必要なんじゃないかということで、ここでは括弧書きで入れさせていただいたということです。ただ、その括弧書きについても、発生した場合もしくは発生する恐れがある場合ということで、現在、そこまで行っていないなくても、将来 500 人以上になる可能性がある場合には対応するという目安を明確化させていただいたということなんです。

梅津事務局長 今、山本先生からございましたように、現に被害が生じていなくても、外国で新しい知見が発表されたとか、例えば 96 年春におけるイギリスでの B S E での事件の公表とか、あるいは例としてよろしいかどうかわかりませんが、チェルノブイリにおける大規模な原子力事故とか、そういう潜在的に我が国に影響が起る可能性のある問題、そういったものはこの文言ではなお書き以下に想定しておりますけれども、そういう我が国で現実の被害が生じていないものが大事ではないという認識ではございません。

ただ、第一義的に求められているのが、今、課長から説明いたしましたように、政府全体としての取り組みが必要なものということで、1つの目安と申しましょうか、事例として数字を挙げさせていただいているわけでございます。

丸山座長 これは想定されるというのがなかなか難しいわけなんで、こういう具体的なのは、これは暫定版ですから、例えばこういうものというようなものを逐次追加していくということを考えていらっしゃるんでしょうか。その辺はいかがですか。

杉浦課長 今後、こういう緊急事態に相当するような事例がこのなお書きも含めて発生して、それを事後検証するような事態が生じた場合に、その事後検証の過程でこういった普遍的な定義が可能な事例が出てくれば、当然ここに追加していくことも可能かと考えております。

丸山座長 元井専門委員もその辺りを御指摘いただいたんですが、いかがでしょうか。

元井専門委員 この調査会は緊急事態というものがどういう事態であるかというような定義づけというか、こういうときは緊急事態であるよというところが一番基本になるんじゃないか。その扱い方によってこの調査会の存続価値があるんじゃないかと思うんです。

この2番のところを読みますと、今、山本専門委員もおっしゃったんですけれども、数とかそういうものに引きずられて、例えば500人のところを490人では緊急事態ではないのかというような、若干へそが曲がったような解釈も出てきてしまうということと、私がここに書きました事例は、②に科学的知見が十分でない原因により被害が生じた場合。

それから、科学的知見がある程度わかっているけども、防除措置がきちんと確立されていないので被害が生じたものは緊急事態ではないんだろうかというような、これもちょっと反対側からながめているんですけれども、私の方はこれはどういうことを言っているのかと言いますと、家畜のえさで、海外で起きているいろんな中毒事例があるんですけれども、それは確かにマイナーな事例で、BSEほど問題になっておりませんし、畜産物への残留というのも疑問だという事例が幾つかあるわけです。それは考えてみますと、各府省、例えば農水で対応する事案だということになるんだろうと思うんですけれども、そこは若干あいまいかなと。それで漏れてしまうし、問題になったときに、では、ここの調査会の存続性はどうか。その辺で取り上げる必要はあるんじゃないかということを考えたので、こういうような文言を入れたらどうでしょうかという提案をしたんですけれども、それはなお書きでクリアーできるんじゃないかという事務局長のお話もあるので、そういうことかなと思うんですけれども、ここが一番基本なので、今、座長の方からもおっしゃられたように、いろんな事案は表に出さなくても、現実には起きている問題を全部考えておく。それが吸い上げられるような対応にしておかないと、やはり緊急事態の対応にならないんじゃないかと思っております。

山本専門委員 私も今の元井専門委員と、最初の渡邊先生がおっしゃったことにも関係してくるんですけれども、例えば今500人以上の大規模、もしくはその恐れがあるような被害が発生したという場合ですと、それはもう厚生労働省とか農水省とか、そういう行政機関がすぐに対応することだと思うんです。

むしろ食品安全委員会の存在が、過去の事例から見て非常に必要だと思われるものというのは、今、被害が出ていなくても、将来そういうことが起こる可能性がある。外国の事例などを考えて、そういうものを抽出して問題として検討すること。

それから、後から出てきますけれども、事後の検証。そういうことが非常に大事なこと

じゃないかなというふうに考えます。

その場合に、ここのなお書きがあるから、大体カバーできると思うんですけども、むしろなお書きが重要なのかという気がします。

丸山座長 今、具体的にどういう文言を加えるとかということではなくても、このなお書きのところが大変大事だということは、委員の先生皆さんがおっしゃっている。元井先生が御指摘のように、ここの文章に500人とか、そういう具体的なものをこの文章の中に挙げなくても、食品安全委員会としては、こういうものもあるということをおろそかにするものは挙げておくということが非常に大事じゃないか。そういうものが上がっているというか、食品安全委員会でそういうものも、目を配っているというのがあるなしでものごとく違ってくるので、その辺りは普段からの対応ということで、食品安全委員会の方で十分考慮をしておく必要があるという御指摘かと思います。

春日専門委員 私は若干別の意見を持っているんですけども、これはあくまでも基本指針なので、余り細かく具体的な事例を暫定版の時点で列挙する必要はないのではないかという気もするんです。

むしろなお書き以下が重要であれば、これを「なお」ではなくて、3番として、1、2と同等に扱ってはいかがかと思います。

それから、大規模と広域について逆に具体的に書き過ぎるという御指摘がありますけれども、この1番の中で、多分事務局として強調しているのは、その2点よりも、むしろ「かつ」以下のところでないかと思うわけです。かつ政府内において関係府省の対応の調整を要するということがありますので、単に500人以上の大規模食中毒の事例が起きて、厚生労働省だけで対応できる場合には、安全委員会としては担当しないということも、ここで読み取れるわけです。そういうことでよろしいでしょうか。

ですから、結論から言いますと、私の意見としましては、1、2はこのままで、「なお」以下を3番として格上げするというのを提案させていただきます。

丸山座長 なお書きではない。ここのところが大事なんだという御指摘ですが、いかがでしょうか。これは3にしても、暫定版としては、一向に差し支えないんだろうと思います。①②の具体例というのは、挙げればこういうことだよという事例であって、ここのところをそんなに強調しないような、例えばこういうものがありますよというくらいにしておいた方がいいんじゃないかという御意見だと思いますので、この辺りを少し整理するというので、事務局の方、お願いできるでしょうか。よろしいでしょうか。

杉浦課長 そうしましたら、今の春日専門委員からの御意見を踏まえまして、なお書き

の部分を③にして、重大な被害に該当しない場合においても、事案の性質、社会的反響等を勘案して、緊急の対応を要する事案。文言については最終的に精査する必要がございますけれども、そのような形でなお書きではなくて、③として明記するということでよろしいでしょうか。

丸山座長 今回の御趣旨でよろしゅうございませうか。ここで文言まで細かいところを決めるという時間的ゆとりがございませんので、事務局と私の方で整理させていただくということで、ここは直していきたいと思っております。このところはよろしゅうございませうか。

このところ大変大事なところなので、皆さんからも御意見が多かったし、今もいろんな建設的な御意見をいただきましたので、このところを今言った趣旨で直していきたいと思っております。

但野専門委員 緊急事態としてどういうことが考えられるかということにつきましてですけれども、ここでは暫定版ですから、これでいいと思うんですが、この委員会として十分議論しておく必要があるかと思うんです。これは後日ということでもいいです。

丸山座長 事務局、そういうことでよろしいでしょうか。今は暫定版を早くつくらなければいけないという委員会側のスケジュールもあるので、先ほど申し上げたように、あくまでも今日はコンクリートなものではなしに、暫定版ということでもとめざるを得ない。そうしますと今、但野専門委員から御指摘いただいたようなことも、どこかでじっくりこういうことは話しておく機会はあった方がよろしいんじゃないかと思っておりますので、事務局、そういう機会を持つような計画をつくっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ほかに御意見ございませうか。

申し遅れましたが先ほどの対象となる緊急事態というものと、対応の基本というものが、今、論議していた順番は違って、資料2の方の順番になります。2が対象となる緊急事態、今論議していただいたもの。先ほど論議していただいた対応の基本が3番となりますので、御承知置きいただきたいと思っております。

次は「4 緊急時における体制」というところですが、これはかなり事務的と言いますが、そういう連絡ということですから、これがどういうふうに体制を整えておいたらいいかという部分でございます。

これもたくさんの御意見をいただいております。このページに全部入っておりますが、元井専門委員の御指摘、いかがでございませうか。

元井専門委員 体制はここに書かれているとおりなのですが、実際に動く場合に、動きやすいような、例えば緊急連絡網をこういうふうにつくっておくとか、あるいは連絡方法はどのような方法を取るのかという具体的な方法を、暫定版なので、そういう細かいことまで書く必要があるのかどうか疑問ですけれども、もし、できたら実施要領的なところ、暫定版を支えるために実施要領も多分おつくりになるんだと思うんですけれども、そういうところにきちんと書き込まれていて、緊急事態になったときにあわてないように、整然と対応することができるような手法をきちんとつくっておくべきではないかなということで、ここに実際に具体的なことも書き込んだ。ここに書き込む必要があるかどうかは私も疑問なので、できたらそういう用意をしておくべきじゃないかなと思います。

もう一つは、これは前のいただいたところに、(3)で検証を行うということで、これは多分後から出てくる、最後の14に新たに項目を設けられたので、私はそれでよろしいんじゃないかなと思いますけれども、検証をして、その後一体どうするのか。そこは前の資料には書かれていなかったもので、これは後の春日専門委員ですとか、山本専門委員と同じような意見でございます。

丸山座長 ありがとうございます。たたき台の(3)のところは、先ほどから申し上げておりますように、このところは14として項を新たにつくったということで、ほかの委員からの御指摘のところにも、そういうふうに整理させていただいている。

それから、実施要領というのは、このことについては事務局は今、どのようにお考えになっているのでしょうか。

杉浦課長 4の(1)の第一次参集要員を始めとする実施要領というか連絡網、これについては暫定版という形で事務局というか、委員会内部でつくっております。

丸山座長 ありがとうございます。山本専門委員からの、これは14のところへ持っていったということでよろしゅうございませうか。

それから、小泉専門委員の御指摘のところは、いかがでございませうか。

小泉専門委員 手続的なお話ですので、結構です。

丸山座長 この4のところは、よろしゅうございませうか。

次の「5 連絡要領」、4に非常に強く関連するところですが、羽生田専門委員の方からこのような御指摘があるんですが、先生、恐縮ですが、こういうふうに右側の修正案というところ、文言としては修正はしていないんですが、こういうふうなことで対応できるというふうにしてあるんですが、いかがでございませうか。

羽生田専門委員 そのような内容で御理解いただければ結構でございますので、ありが

とうございました。

丸山座長 もう一つ、春日専門委員の御意見、ここも文言を修正するとか、追加ということではなく対応できるということですが、こういう考え方でいかがでございましょうか。

春日専門委員 (2) のアとイ、どちらも事務局長は両方行うというふうに、皆さんが読まれるんでしたら、私だけが読み間違っただのかもしれないので、これで結構かと思えます。

丸山座長 「連絡要領」のところは、これで終わらせていただいて、次の「6 関係行政機関との連絡体制」ということですが、これは近藤専門委員の方から、バイオテロの関係についての御確認がありました。これは修正案のところでもこのようになっておりますが、近藤先生いかがでございましょうか。

近藤専門委員 よくわかりました。

丸山座長 では、次の「7 情報収集のあり方」、これもたくさん御意見をいただいております。吉川専門委員の方から御指摘のところは、今日、吉川委員は御欠席でございしますが、保健所というものがどういう位置づけになるんだということがありますが、これは特に暫定版の文言に言葉を入れるということではないということになっております。

それから、元井専門委員からの御指摘のところは、元井専門委員いかがでしょうか。

元井専門委員 私の理解がちょっと適当なのかどうかよくわからないんですけども、対応の基本のところでは、緊急事態というのは、危害情報を広範囲に収集するんだというようなニュアンスなんですけれども、ここでは(2)のところ、評価課が特定した情報について、それに対応するというような感じで、その辺の関係がよくわからなかったということなんですけれども、多分、これは役割分担がきちんとされているのかなという、そこをちょっと疑問に思ったので、こういう質問をさせていただいたんです。

丸山座長 (2) と矛盾しているのではないかと御指摘ですが。

元井専門委員 評価課と緊急時対応課の役割について、その辺が特定されたものについてやるのか、あるいは緊急時対応課は、広範囲に収集するんだということが書かれていたんですけど、この辺の役割がよくわからないという疑問があったものですから、私の方が理解していないのかもしれないんですけども、そこを少しわかりやすく。

丸山座長 事務局、この辺の役割の整理をもう一度お願いしたいと思います。

平子課長補佐 それでは御説明させていただきます。

情報・緊急時対応課の方におきましては、御指摘のとおり広範囲に情報収集を平素から行うということございまして、この場合に加えて緊急時においては、実際に必要な科学

的評価に必要な資料を迅速に収集しないといけないわけですが、役割分担として、実際に食品健康影響評価などを担当をいたします評価課の方が、何が必要かということについて特定を行い、そして実際の収集についてはその収集先等について、平素から知見のある情報・緊急時対応課の方で収集を行うという形での役割分担という形にさせていただいているところでございます。

丸山座長 したがって、このところの矛盾はないということでございますね。

元井専門委員 そうすると、評価課がこういうものを集めなさいという集めるものを特定するわけですね。その特定されたものについて、緊急時対応課が収集するというふうな分担になっているということですか。

平子課長補佐 緊急時における整理は、基本的にそれで、評価課から集めるという形で特定されたもの、だけには限りませんが、少なくともそれについて至急に集めるという形の対応になると思います。

元井専門委員 そうすると、緊急時対応の方は、平時集めているんでしょうから、緊急時、発生したときには、評価課が特定していないものについては集められないというか、そういう関係になるんでしょうか。ここは境目が出てくるんじゃないでしょうか。

平子課長補佐 その点についてですけれども、評価課が特定しないものについて集めないということではなくて、評価課が特定した方が実際に食品健康影響評価等に直結することによってございまして、それ以外のものは集めませんということではございません。それは平素から集めている情報収集がそこで途切れるわけでもございませぬし、それに対応した形で情報・緊急時対応課として考えるものについては、当然集めていくものと考えております。

但野専門委員 情報収集のあり方の(1)ですね。(1)の方が広範囲に集めるに対応するんですね。

平子課長補佐 そうです。

但野専門委員 特に緊急事態が想定されるものとして特定しつつあるものについて、評価課が情報・緊急時対応課に情報収集を依頼する、これが2番目と理解してよろしいですね。

平子課長補佐 そういう御理解をさせていただいて結構だと思います。

但野専門委員 もう一つ、食品安全委員会の役割としましては、情報をたくさん集めていただいて、それをもとに緊急事態を想定するということが大いにあり得ると思います。その過程に(1)と(2)が入ってくる訳ですね。そういう理解でいいんですね。

丸山座長 近藤専門委員の方からは、最低限の範囲を具体的に明示しておく必要があるということですが、事務局としては、そういう限定列挙をしていないということですが、近藤先生いかがでしょうか。

近藤専門委員 そういうことであろうかと思いますが、BSEの発生するとき、いろんな情報が収集され、発表されていくわけですけれども、やはり温度差があったりして、風評被害に持って行かれたと。ああいう1つの大きな国民に与える影響というものは、やはり科学的に真実を述べていく、共有した情報を収集したものを各関係機関が持っていないと、また、そういうことが起こる可能性があるのではないかなと思っての発言でございます。

丸山座長 それから、国家賠償請求ということについての小泉専門委員からの御指摘は、運用上で注意をいたしますということですが、いかがでしょうか。

小泉専門委員 それで結構です。誰に助言をするのかということで、御説明いただいておりますけれども、やはり委員会として助言というからには、相当重みがあると思いますので、この日本語でわかるんでしょうか。これを訳した場合に、誰が、誰に何をと考えていきますと、誰にやるのかというところでちょっと不明確かなと思ったもので指摘をさせていただきます。

丸山座長 頭がなしに助言を行うと来るんですね。そこをきちっとわかるように、誰が、誰にということを確認にした方がよろしいんじゃないでしょうか。ただ、助言を行うということだけでは、私もこのところは曖昧だなという感じがしておりますが、それは入れることはできますね。

杉浦課長 もう少し具体的に誰が、誰に助言等を行うのか、工夫をしてみたいと考えます。

丸山座長 ありがとうございます。

それから、山本専門委員からの御指摘は、こういう御意見でございますが、これは原案が適当であるという事務局の方の御回答なんです、山本専門委員いかがですか。

山本専門委員 これは時系列的ということでもいいと思います。

羽生田専門委員 (1)に情報の収集ということが書かれているんですが、現在この収集のルートが既にでき上がっているんでしょうか。

杉浦課長 平時における情報収集体制につきましては、第1回会合のときにも、どういうところから収集させていただいているかを御説明させていただいたんですけれども、今回の資料では、資料1の3枚目にチャートで整理させていただいております。おおざっぱに国内危害情報、それから国外危害情報、調査研究、マスコミ、インターネット等の情報

ということでおおざっぱに分類させていただいているんですけども、タブの部分もあるかと思えます。

ここにございますように、右の方から行きますと、国際機関とか諸外国のリスク評価管理機関、外交チャネル、それから学術雑誌等から国外の危害情報については入手できるのではないかと考えております。

国内の危害情報については、食の安全ダイヤル、食品安全モニター、国内のリスク管理機関、厚生労働省、農水省、都道府県等になるかと思えますけれども、それから国内の学術雑誌、食品安全協会、こういったところから収集しているという現状にございます。それ以外に下にありますように、マスコミ、インターネット等からも入手しております。

羽生田専門委員 吉川専門委員の意見の中に、保健所の位置づけというものがあるんですけども、厚生労働省で健康危機管理情報システムというのを今立ち上げて、全保健所をつないでいるんです。そういうものがあるということは御存じだろうと思うんですけども、そういったいわゆる情報システムの具体的なものはっきり把握して、どういうものがあるんだということをどこがお示しいただいて、全体的な形でそういうものを利用していただくということを是非お願いしたいんです。

杉浦課長 実は16年度以降の予算で、関係省庁との情報を共有するシステムを構築するための予算を要求させていただいているところでございます。

羽生田専門委員 現在でも既に情報システムはいっぱいあるわけですから、その点、利用と言いますか、幾つもダブった形でも仕方がないと思うんです。現在あるものをうまく利用するなり、発展させるなりという形で是非利用していただきたいところをお願いしたい。

丸山座長 ありがとうございます。

それでは、次のページの8、9、10というところでは、対策本部の設置、関係府省連絡会議の設置、専門委員の委員会への参加、これは先ほど事務局から御説明あったとおりで、特設専門委員からの御意見はございませんでした。

11の方にまいりたいと思います。「11 調査研究」ですが、このところは元井専門委員、いかがでしょうか。

元井専門委員 ここに食品安全確保総合調査という文言がぱっと出てきたので、これは何のことかよくわからないので、こういうことを書いたんですけども。

丸山座長 このところは削除するということでした。

それから、今日御欠席ですが、吉川専門委員からの、科学的な根拠のところなんです、

余り限定しない方がいいんじゃないかという御指摘から、科学的観点を考慮しつつという表現にしたということなのですが、このところはいかがですか。私はこのところは、「しつつ」なんで随分曖昧だなという感じがするんですが、ただ、きちっとしたエビデンスだけでなくでも対応しなければいけないことというのは出てくるので、そういうことも考慮してかなと思うんですが、単純に科学的根拠からなどと、ばさっと切らない方がいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。今日は吉川委員が御欠席ですので。

それでは、その表現にしていきたいと思います。

それから、春日専門委員の方から御指摘のところは、いかがでしょうか。これは原案でもいいんじゃないかというところですが、先生いかがでしょうか。

春日専門委員 この部分で言われている調査研究が、主として緊急時に行われる調査研究ということでしたら、この順番で結構かと思います。

丸山座長 ありがとうございます。ほかに御意見ございましょうか。

羽生田専門委員 この調査研究には疫学的調査というのは入らないんですか。

丸山座長 これは入るんです。そこのところは大事です。

杉浦課長 勿論入ります。

羽生田専門委員 言葉は必要ないんでしょうか。

丸山座長 調査研究という言葉だけでなしでしょうか。

羽生田専門委員 科学的という言葉が入ってくるから、そういう言葉を入れるのであれば、疫学的という言葉を入れた方がいいんじゃないかと思ったんです。

杉浦課長 事務局としては、疫学についても科学の一部ということで読めるということ考えていたんですけれども、そこのところは皆さんの意見を踏まえて、必要があれば疫学的というのを入れるのは可能じゃないかと考えております。

丸山座長 疫学の専門、春日先生ちょっと。これはもう科学的という中にそういう考え方が入っているというお考えでよろしいわけですね。

春日専門委員 私が疫学の専門などと、ほかの先生方を前にしてとんでもないことなのですが、当然、科学だと思えます。

丸山座長 渡邊先生、科学的という中に勿論そういうものも入っているという考えでよろしゅうございましょうか。

渡邊専門委員 この10年くらいでようやく日本も疫学も学問の位置づけがだんだんできてきたんじゃないかと思えます。

丸山座長 そうですね。疫学をやっていた方は大変さびしい思いをしていたんですが、

そういうサイエンスがないのが日本の科学の欠点だと言われ出してきたと思いますので、羽生田先生、このところは疫学も入れているという理解でございます。

それでは、次の「12 情報提供」でございます。ここも大変安全委員会としては大事な部分でございます、元井専門委員からの御指摘、確かにリスクコミュニケーション官という役職が安全委員会の中にありますので、これを加えるのは当然だろうと思いますが、そのほかのところ元井専門委員、いかがでございますでしょうか。

元井専門委員 情報提供というのは、ややもすると風評被害につながって、大変なことになるという大事な結果を表すための手段ですから、今リスクコミュニケーション官も入れた方がいいんじゃないかという指摘もしましたし、他の専門調査会との横並びで情報をきちっと把握して、それをみんなが持っているという情報の均等化というか、そういうことを考えないと、ややもするとここは一人歩きして大変なことになりますので、そういうことをここに私は指摘しました。それに伴って直していただいておりますので、ここは大変重要なところだと思います。

丸山座長 ありがとうございます。

もう一つ、小泉専門委員の方から御指摘のところは、運用上の注意をしていきたいというところでございますが、いかがでございますか。

小泉専門委員 結構です。

羽生田専門委員 広く情報提供ということは当然必要なんですけども、情報を収集するための情報提供。いわゆる健康被害をどこが最初に見つけるのかということ、健康被害ですから、医療機関が発見する形というのは非常に多いだろうと考えるんです。その場合に、医療機関にそういった情報が早目に流れたときに、そういう健康被害を受けた人を見たとき、どう思うかということ、非常に重要になってくるだろうと思うんです。

ですから、そういった情報提供をしてもらうための情報提供すると言いますが、ちょっと複雑な言い方ですけども、そういう情報提供をしておくことによって、早く、多くの情報が集まるといことが考えられるので、広く国民に情報提供をするのは勿論ですけども、その前段階でそういった健康被害そのものを情報として集めるための情報提供といところは必要ではないかと私は考えるんです。

丸山座長 情報収集というところに関わるところでございますが、今の羽生田委員の御指摘について、事務局の方から何かお考えがあったらお答えいただきたいと思います。

杉浦課長 12の情報提供の(1)がクライシス・コミュニケーションという観点から広く国民に対して情報提供する規定でございます。

(2)の方は、必要に応じて関係行政機関、関係試験研究機関等に速やかに情報を提供するというので、羽生田委員の御意見については、こちらの(2)の方で関係行政機関にも情報提供をしていくということで対応させていただきたいと考えております。

実は今、各関係府省と危害情報について情報を共有するための体制を構築しつつあるんですけれども、そういった情報についても、関係府省に情報提供をさせていただいているんですけれども、羽生田専門委員がおっしゃられるように、将来的にはもっと広く還元させていただいて、情報を入手するための情報提供も検討していきたいと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。

私の方からなんですが、(1)の「迅速かつ適切に」とあるんですか、適切にというのは大変難しいんでしょうけれども、この辺りの御意見を、この適切にという表現でないものはどうなのかというのは大変難しいところなんですが、皆さん不適切にとはやっていないはずなんですが、この辺りいかがでございましょうか。文言はこれである程度仕方がないかなと思うんですが、もし何か御意見があったらこの場でもって出していただくと、実際の事務局の対応というのは大変よろしいんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

迅速にというのは当然なんですが、適切にというのは、考えようによっては何でも適切になってしまうということだろうと思うんですが、特に委員の中からはこのところ御指摘はなかったんですが。

但野専門委員 今の座長の意見に対してですけれども、迅速にだけでいいんじゃないですか。

丸山座長 適切にというのは、何が適切かというのがわからない。

但野専門委員 それは動いておりますので、終わりにならないとわからないですね。

小泉専門委員 私はここは「適切に」とお入れになったという意味は、恐らく厚生労働省の方としては、特にカイワレ大根の高裁の判決を踏まえてお書きになったんだろうと想像しております。特に判決の中でこういう表現があるんです。当時の厚生大臣が、正確な公表の名の下に、中間報告から得るべき解釈を、報道機関、視聴者、及び読者に丸投げしてしまつたと。だから、情報を単に提供しただけではだめよということを言っておられると。それで私はここで行動指針と書きましたのは、最高裁がどのように判断されるのかわかりませんが、やはり提供するには、生のまま提供しても、かえって混乱を招くこともあるから、そこを適切にというところに込められているんだろうなと理解しております。

丸山座長 このところは大変意味があるんですね。そう思うんですが、だから、適切

にということでもいいんじゃないかということ。

むしろそのところはなくてもいいんじゃないか。迅速だけでいいんじゃないかという但野専門委員の御意見もありますが、ほかの先生いかがですか。

山本専門委員 それがここにあてはまるかどうかわからないんですが、別の危機管理の方の文言で、迅速かつ、わかりやすい方法で提供するというのがありました。国民の人たちに理解しやすいとか、わかりやすい文言で提供するという文章です。

丸山座長 迅速だけでは確かに不十分なような感じがしますし、小泉専門委員の御指摘のような側面もあるということなので、何かあった方がいいのかなという感じもするんですが、飯島専門委員どうぞ。

飯島専門委員 これは中に適切というのがあった方がいいと思うんです。内容とか質、それぞれのレベルによって解釈の仕方が違いますから、これはあった方がよろしいかと思えます。

丸山座長 ありがとうございます。この意味、大変いろいろ解釈ができるし、その立場によって都合よく取れるということもあるんですが、ないのもかえって悪い影響があるという両方がある。

但野専門委員、いかがでございましょうか。やはり何かしらあった方がいいのではないかと。それは適切にという表現で最大公約数。

但野専門委員 今の小泉先生の説明でわかりました。了解しました。

丸山座長 では、一応このところはこういうふうに、ただ、このところ大変大事なところだということで、それこそ運用のところでは十分注意をしなければいけない部分だと思います。ありがとうございました。

それでは、次の「13 勧告及び意見」は、意見がございませんでした。

その他のところで、これは14というものをつくったんですが、これは先ほどから御説明のように、たたき台ではその他の何とかと書いてありますが、きちっと14の項目を事後検証ということで起こしたということでございます。元井専門委員、いかがでしょうか。

元井専門委員 数人の委員の方々も指摘しておりますし、私もこのようにしていただくほうがよろしいとおもいます。

丸山座長 このところは春日専門委員も山本専門委員も、前でもって御指摘をいただいたので、こういう項目を起こしたということでございますので、よろしいかと思うんです。それで「その他」を下に下げて15にしたということです。

一応これで、委員からいただいた御意見は飛ばさないようにして、更に御意見をいただ

くようなことで進めてまいりまして、最初から最後まで、一応これをもって皆様の御確認をいただいたところなのですが、全体を通して何かほかにございましたら、ここで述べていただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

そうしましたら、先ほど御指摘の幾つか事務局で文章の整理のところがございますが、これで一応暫定版というものをつくって、委員会の方に御報告申し上げるという段取りにしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。細かい文言については、事務局と座長の私の方にお任せいただければ、これは次回の委員会になるんでしょうか。そこに御報告申し上げるというふうにして、勿論、このようになりましたということ、専門委員の先生方にはお配りする予定でございます。それで事務局もよろしいでしょうか。

杉浦課長 結構でございます。

羽生田専門委員 先ほどのことにちょっとこだわるんですけども、情報収集のあり方の7番の部分と、先ほどの情報提供の部分と、出てくるのがどうも行政関係の機関はきちっと出てくるんですけども、民間にどのように情報収集を呼びかけていくかというところは全然ないんです。

先ほど言ったように、どちらの方に入ってもいいんですけども、そういった健康被害というものを実際に発見する確率の高いところに対して、これは民間の方が圧倒的に多いわけですから、そういうところに情報収集するための情報提供と、どちらに書いたらいいのかわからないけれども、そういったものを何か文言として入れておいていただいた方が情報収集という方が目的ですけども、そのための情報提供をするといった、いわゆる国立的な機関ばかりが出てくるだけであって、民間が全く情報収集の対象になっていない。その辺どういう形かで入れたいいただいた方が、情報が多いと思うんです。

丸山座長 全くそういうのがないわけではなくて、ごく一部ですけども、例えばモニターとかはここにも上がっているんですが、更に民間機関からの情報収集についての御意見ですけども、事務局、いかがでございますか。

杉浦課長 民間の医療機関から直接情報収集するというのは、数からしてもなかなか難しい面があるかと思えますけれども、ここに欠けております関係団体、民間の医療機関は何らかの関係団体に所属しているかと思えますので、関係団体というのをここに追加させていただくということはいかがでしょう。

羽生田専門委員 わかりました。

丸山座長 ありがとうございます。そのほかございましょうか。

それでは、今日予定した議事というものをこれで全部終了したんですが、事務局の方で

今後の予定についてのお知らせをお願いいたします。

杉浦課長 この専門調査会、月1回というペースで今後も開催していきたいと考えております。次回第3回については、日程を調整させていただいております。会議が始まる前にとりあえず日程ということで配らせていただいておりますけれども、その日程で次回の議事も含めて、調整していきたいと考えております。

丸山座長 ということは、お配りしたのは10月22日の水曜日13時からということでございますね。

それでは、ちょうど時間になりましたので、今日の会議はこれで終わらせていただきます。

議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。